

**第一条** 埋立出願人ハ出願名義ノ変更ヲ為スコトヲ得其ノ変更ハ届書ニ新出願人ノ氏名又ハ名稱其他國土交通省令ヲ以テ定ムル新出願人ニ闘スル事項ヲ記載シ新旧出願人ヨリ連名ニテ都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ニ於テハ當該指定都市ノ長以下第十八条及第三十五条ヲ除キジ）ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

出願人死亡シタルトキハ其ノ相続人ハ被相続人ノ出願ヲ承継スルコトヲ得其ノ承継ハ相続人ヨリ届書ニ其ノ氏名其ノ他國土交通省令ヲ以テ定ムル相続人ニ闘スル事項ヲ記載シ相続開始ノ日ヨリ起算シ三月以内ニ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

数人ノ相続人前項ニ規定スル承継ノ届出ヲ為シタルトキハ其ノ共同出願人トス

第二項ノ規定ハ埋立ヲ為ス会社カ其ノ発起人ノ為シタル出願ヲ承継スル場合又ハ会社ノ合併ノ場合ニ於テ合併後存続スル会社若ハ合併ニ因リテ成立シタル会社カ合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ出願ヲ承継スル場合ニ之ヲ準用ス但シ相続開始ノ日トアルハ設立又ハ合併ノ登記ノ日トス

第二項及第三項ノ規定ハ会社分割ノ場合ニ於テ出願ニ係ル事業ヲ承継シタル会社ガ会社分割前ノ会社ノ出願ヲ承継スル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二項中相続開始ノ日トアルハ会社分割ノ登記ノ日トス

**第二条** 都道府県知事ハ埋立区域ヲ制限シテ其ノ出願ヲ免許スルコトヲ得

第三条 同一区域ニ於テ埋立区域ヲ制限シテ其ノ出願ヲ併立セシメ得ルトキ亦前項ニ同シ

**第三条** 同一区域ニ於テ埋立ノ出願ニシテ免許シ得ヘキモノ數件アルトキハ公益上及經濟上ノ価値最モ大ナルモノヲ免許スヘシ

前項ノ事情ニ優劣ナキトキハ先ツ沿岸土地所有者ノ出願ニ係ル埋立ニシテ其ノ土地ノ利用ニ著シキ關係アルモノ、次ニ出願受理ノ日先ナルモノヲ免許スヘシ

前二項ノ規定ハ先願ヲ受理シタル日ヨリ起算シ六ヶ月ヲ経過シ又ハ地元市町村長ニ諮詢ヲ發シタル後ニ受理シタル出願ニ付テハ之ヲ適用セス

**第四条** 都道府県知事ハ公有水面埋立法第三条第二項ノ規定又ハ同項ノ規定ノ準用ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ關係住民ニ周知セシムルコトニ努ムベシ

**第五条** 刪除

**第六条** 都道府県知事ハ埋立ニ闘スル法令ニ規定スルモノノ外埋立ノ免許ニ公益上又ハ利害關係人ノ保護ニ關シ必要ト認ムル条件ヲ附スルコトヲ得

**第七条** 公有水面埋立法第四条第一項第五号ノ政令ヲ以テ定ムル者ハ左ノ条件ヲ具備スル法人トス

一 土地ノ造成及処分ノ業務ガ主タル目的ノ一タルコト

二 国又ハ公共團体ノ出資ガ資本金、基本金其ノ他之ニ準ズルモノノ二分ノ一ヲ超ユルコト但シ産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ且埋立地又ハ之ヲ含ム地域ノ総合的發展ニ著シク寄与スベキ埋立ニシテ其ノ埋立ニ闘スル工事ノ竣工後三年内ニ埋立地ノ處分ヲ完了スル見込確実ナルモノヲ為サムトスル場合ニ於テハ三分ノ一ヲ超ユルヲ以テシタル施設ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第八条** 公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ハ同法第十一条ノ規定ニ依ル告示アリタル後ニシタル公有水面ノ利用ニ闘スル施設ニ付テハ埋立ニ因リテ生スル損害ノ防止ノ施設又ハ其ノ損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ都道府県知事ノ許可ヲ受ケテ為シタル施設ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第九条** 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ノ受クヘキ損害ニシテ防止スルコトヲ得ルモノニ付テハ其ノ損害ノ防止ノ施設ヲ為スヘシ但シ当事者間ニ於テ協議調ヒタルトキ又ハ其ノ施設ノ費用カ損害ノ程度ヲ著シク超過スルモノナルトキハ損害ノ補償ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ノ受クヘキ損害ニシテ前項ノ施設ニ依リ防止スルコト能ハサルモノニ付テハ其ノ損害ノ補償ヲ為スヘシ前項ノ施設ヲ為スモ尚損害アル場合ニ於テ其ノ損害ニ付亦同シ

前二項ノ施設又ハ補償ハ埋立ニ因リ通常生スヘキ損害三付テノミ之ヲ為スヘシ  
**第十一条** 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ前条ノ施設又ハ補償ニ関シ公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ト協議ヲ為スヘシ  
前項ノ協議調ヒタルトキハ当事者ハ連名ニテ協議調ヒタル日ヨリ起算シ十四日以内ニ其ノ顛末ヲ都道府県知事ニ届出ツヘシ  
**第十二条** 前条ノ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ為スコト能ハサルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ都道府県知事ニ對シ裁定ノ申請ヲ為スヘシ  
裁定ノ申請書ニハ申請ノ目的及事由ヲ記載シ協議調ハサルトキハ其ノ顛末書、協議ヲ為スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ添附スヘシ  
**第十三条** 都道府県知事ハ前条ノ申請ヲ受理シタルトキハ公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ対シ申請ノ要領及指定スル期間内ニ意見書ヲ差出スヘキ旨ヲ告知スヘシ但シ告知スルコト能ハサル場合ニ於テハ告示ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
前項ノ期間内ニ意見書ヲ差出ササルトキハ都道府県知事ハ之ヲ俟タシテ裁定ヲ為スコトヲ得  
都道府県知事ハ裁定ヲ為シタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者及公有水面埋立法第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ裁定書ノ謄本ヲ交付スヘシ但シ裁定書ノ謄本ヲ交付スルコト能ハサルトキハ其ノ要領ノ告示ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
**第十四条** 第八条及第九条第一項第二項ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ヲシテ公有水面埋立法第十一条ノ規定ニ依ル施設又ハ補償ヲ為シタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ申請ノ要領及指定期間内ニ意見書ヲ差出スヘキ旨ヲ告知スヘシ  
**第十五条** 公有水面埋立法第十条ノ規定ニ依ル施設又ハ補償ヲ求メムトスル者ハ其ノ目的及事由ヲ具シ都道府県知事ニ同条ノ規定ニ依ル処分ノ申請ヲ為スヘシ  
都道府県知事ハ前項ノ申請ヲ受理シタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ公有水面埋立法第十一条ノ規定ニ依ル施設又ハ補償ヲ告知スヘシ  
前項ノ期間内ニ意見書ヲ差出ササルトキハ都道府県知事ハ之ヲ俟タシテ处分ヲ為スコトヲ得  
都道府県知事ハ申請ヲ理由アリト認メタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ相当ノ期間ヲ指定シテ施設又ハ補償ヲ命シ且申請者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ  
都道府県知事ハ第一項ノ申請ナキ場合ト雖必要アリト認ムルトキハ前三項ノ規定ニ準シ施設又ハ補償ヲ命スルコトヲ得  
**第十六条** 都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ帰属スヘキ埋立地ノ価額ノ百分ノ三ヲ埋立ノ免許料トシテ徵収スヘシ  
埋立地ノ価額ハ埋立ノ免許ノ日ヲ標準トシ比隣ノ土地ノ価格ヲ參酌シテ都道府県知事之ヲ認定ス  
**第十七条** 公共団体ノ為ス埋立、祭祀宗教慈善學術技術其ノ他ノ公益事業ニシテ營利ヲ目的トセサルモノノ用ニ供スル目的ヲ以テ為ス埋立又ハ土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ為ス埋立ニ付テハ免許料ヲ徵収スルコトヲ得ス  
公共団体ノ為ス埋立ヲ除ク外公有水面埋立法第二十二条第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年以内ニ其ノ埋立地ノ利用方法ヲ変更シタルトキハ前条ノ例ニ依リ免許料ヲ徵収ス但シ埋立地ノ価額ニ付テハ其ノ利用方法変更ノ日ヲ標準トス  
前項ニ規定スル埋立地利用方法ノ変更ヲ為シタル者ハ遲滞ナク都道府県知事ニ之ヲ届出ツヘシ  
**第十八条** 免許料ハ其ノ免許ヲ為シタル都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ統括スル都道府県又ハ指定都市ノ收入トス但シ港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十八条第二項ノ規定ニ依リ港湾管理者力公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ收入トシ都道府県知事又ハ指定都市ノ長及港湾管理者力公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ當該都道府県又ハ指定都市及港湾管理者ノ收入トス  
**第十九条** 免許料ハ埋立ノ免許ノ日ヨリ起算シ一月以内ニ之ヲ納付スヘシ但シ其ノ半額ニ付テハ都道府県知事ハ竣工期間内ニ於テ其ノ定ムル期限迄ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得  
免許料ノ額及前項但書ノ規定ニ依ル納付期限ハ免許条件ヲ以テ之ヲ定ムヘシ



収分割若しくは新設分割によつて、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許の出願がされている事業を承継した株式会社の当該免許の出願の承継については、なお従前の例による。

**附 則（平成二六年九月三日政令第二九一号）抄**

**（施行期日）** この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第一条** （处分等の行為）

この政令の施行前に道路運送法第四章若しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者（以下この条において「新事務執行者」という。）のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行つた申請等の行為とみなす。

**第二条** （処分等の行為）

この政令の施行前に道路運送法第四章若しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者（以下この条において「新事務執行者」という。）のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行つた申請等の行為とみなす。